

2025 年度版
(令和 7 年 4 月 1 日改正)

移住・就業支援金の御案内

清水町
企画課

目 次

	頁
1 移住元要件	1
2 移住先要件	4
3 支援金の額	7
4 申請書類	8
5 交付の条件	12
6 支援金の返還	12
7 申請の期限	13
8 問い合わせ先、申請書の提出先・提出方法	15
(参考) 申請書の記入例	16

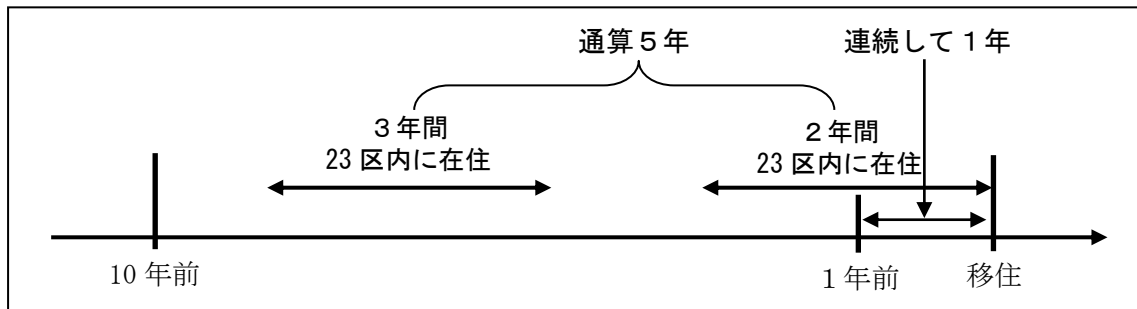
申請時において、次の「1 移住元要件」と「2 移住先要件」の両方を満たす方が移住・就業支援金（以下「支援金」といいます。）の対象者となります。

1 移住元要件

次の（１）と（２）の両方を満たす方

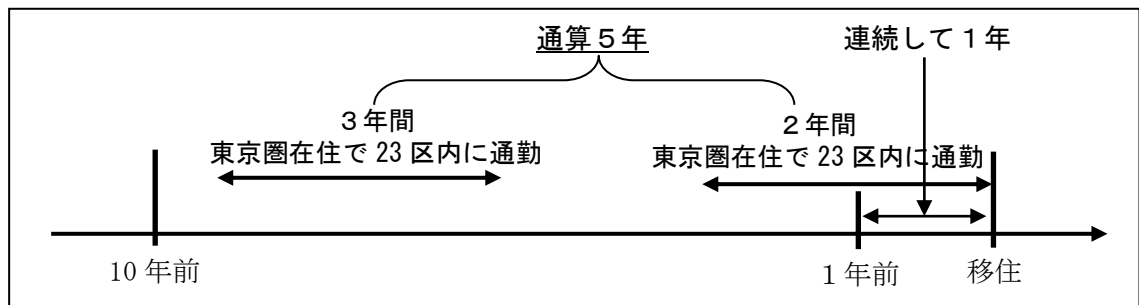
（１） 次のア、イのいずれかに該当

ア 清水町へ移住※1する直前の10年間のうち通算5年以上 かつ
移住する直前に連続して1年以上、「東京23区内に在住していたこと」



イ 清水町へ移住する直前の10年間のうち通算5年以上 かつ

移住する直前に連続して1年以上、「東京23区以外の東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）のうちの条件不利地域※2以外の地域に在住し、東京23区内の法人等への通勤※3をしていたこと」



※1 「移住」とは、住民票を清水町に異動し、生活の本拠を清水町へ移すことをいいます。また、移住する直前とは移住先の住民票記載の「転入日」を指します。

※2 「東京圏のうちの条件不利地域」とは、以下のとおりです。

東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、越生町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町、東秩父村、神川町

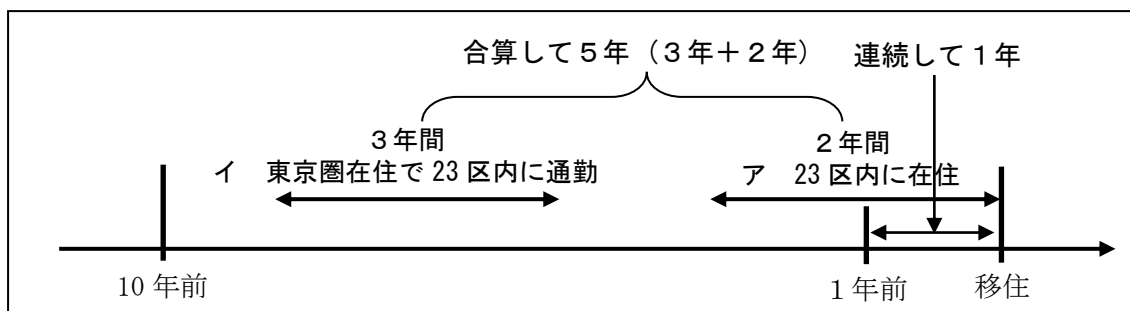
千葉県：銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、栄町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町

神奈川県：三浦市、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町、清川村

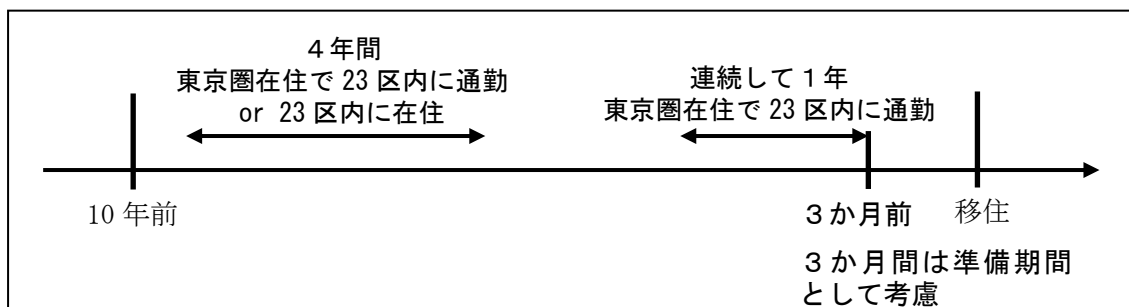
※3 雇用者としての通勤の場合は、雇用保険の被保険者としての通勤に限ります。

なお、公務員の場合は、雇用保険の被保険者ではありませんが、対象とすることができます。

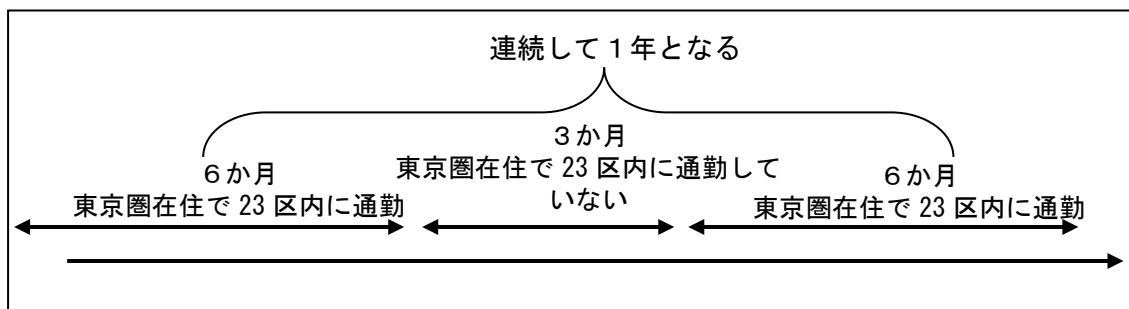
(注1) 「ア」と「イ」を合算して、「移住する直前の10年間のうち通算5年以上かつ 移住する直前に連続して1年以上」を満たしても対象となります。



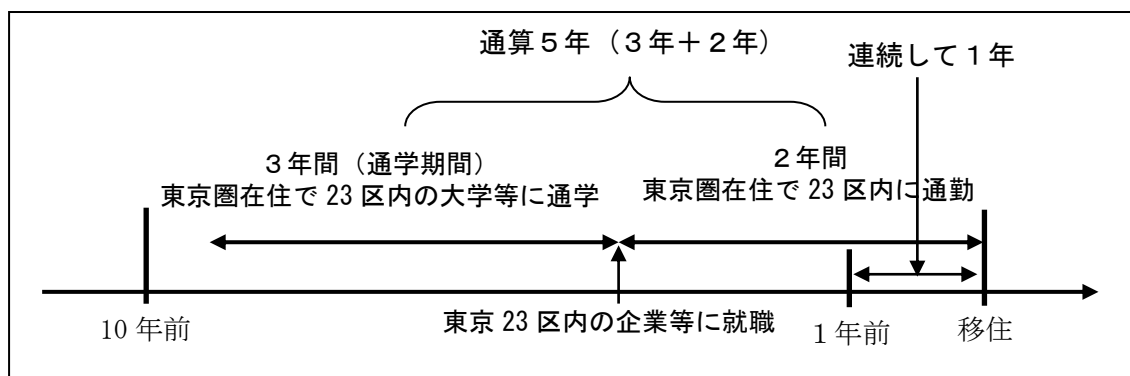
(注2) 「移住する直前に連続して1年以上、東京圏に在住し、東京23区内の法人等への通勤」の「1年以上」の期間については、移住する3か月前までを起算点とすることができます。（ただし、3か月の期間中に東京圏（条件不利地域以外）から転出した場合は対象外となります。）



(注3) 「移住する直前に連続して1年以上、東京23区以外の東京圏に在住し、東京23区内の法人等への通勤」の「連続して」の「通勤」については、3か月以内の通勤していない期間であれば、連続しての通勤として取り扱います。



(注4) 東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した方については、通学期間を就業年限を上限（ただし、高等専門学校は2年を上限）として対象期間として加算できます。



(2) 次のア～オの全てに該当

- ア 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- イ 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。
- ウ 申請者は（世帯向けの金額を申請する場合は、申請者を含む世帯員のいずれも）、過去 10 年以内に申請者を含む世帯員として、新しい地方経済・生活環境創生交付金（第 2 世代交付金（移住・起業・就業型））又はその前歴事業を活用した移住支援金（以下「移住支援金」という。）を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に 18 歳未満の世帯員だった者が、5 年以上経過し、18 歳以上となり、〇〇市が認める場合を除く。
- エ 移住する直前に在住していた市区町村において、最近 1 か年市区町村税を滞納していないこと。
- オ 「清水町定住促進事業助成金交付要綱」及び「清水町三世帯同居支援事業助成金交付要綱」の交付決定を受けていないこと。

2 移住先要件

次の（１）と（２）の両方を満たす方

（１） 次のア・イの両方に該当

ア 支援金の申請時において、**移住後 1 年以内**であること。

イ 支援金の申請日から 5 年以上、清水町に継続して居住する意思を有していること。

（２） ①～⑤のいずれかに該当

① 就業に関する要件（一般の場合）

※次のア～キの全てに該当

ア 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

イ マッチングサイト**※4**に掲載されている支援金対象求人に就業すること。

ウ 申請者にとって 3 親等以内の親族が代表者又は取締役等の経営を担う職務**※5**を務めている中小企業等への就業でないこと。

エ 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて中小企業等に就業し、かつ、申請時において在職していること。

オ マッチングサイトに上記イの求人が支援金の対象として掲載された日以降に同求人への応募（＝採用面接の申込み）をしたこと。

カ 就業した企業等に、支援金の申請日から 5 年以上、継続して勤務する意思を有していること。

キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地変更ではなく新規雇用であること。

※4 「マッチングサイト」とは、静岡県が東京圏の求職者と本県の中小企業等のマッチングを図るためのサイトや、その他の都道府県が同様の目的で開設するサイトをいいます。

静岡県：「静岡県移住・就業支援金求人サイト」(<https://shizuoka-job.jp/>)

※5 「経営を担う職務」とは、以下をいいます。

○会社（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社）：取締役、会計参与、監査役

○社会福祉法人：理事、監事、評議員、会計監査人

○医療法人、NPO 法人：理事、監事

② 就業に関する要件（専門人材の場合）

プロフェッショナル人材事業※6又は先導的人材マッチング事業※7を利用して※8令和3年3月1日以降に就業し、次のア～オの全てに該当

ア 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

イ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において在職していること。

ウ 就業した企業に、支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

エ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地変更ではなく、新規雇用であること。

オ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

※6 「プロフェッショナル人材事業」とは、各道府県に設置するプロフェッショナル人材戦略拠点が、地域企業と対話を重ね、「攻めの経営」への転進を促すとともに、人材のニーズを具体化し、職業紹介事業者等を介して、プロフェッショナル人材をマッチングする事業です。

※7 「先導的人材マッチング事業」とは、内閣府地方創生推進室が実施する事業で、地域金融機関等が地域企業の人材ニーズを調査・分析し、職業紹介事業者等と連携するなどしてハイレベルな経営人材等のマッチングを行う取組に対して支援を行うものです。

※8 プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業の利用の有無については、就業先の企業へお問い合わせください。

③ テレワークに関する要件

※次のア～ウの両方に該当

ア 所属先企業等からの命令でなく、自己の意思により住民票を清水町に異動し、清水町を生活の本拠として、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ 移住先でテレワークにより勤務する（原則、通勤しない）こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。

ウ デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から資金提供されていないこと。

※法人経営者や個人事業主の方は、担当課に個別に御相談ください。

④ 関係人口に関する要件

※次のアを満たすとともに、イからオのいずれかに該当

- ア 移住前に移住相談を行い、かつ、移住する直前の３年間のうち、１回以上清水町にふるさと納税制度による寄附を行ったこと。
- イ 静岡県内の地域総合経済団体に属する事業所又は医療提供施設に（転勤、出向、出張、研修等による勤務地変更でなく）無期雇用契約に基づいて新規に就業したこと。
- ウ 清水町内で個人事業の開業を行った（移住前から個人事業主であって、事業拠点を町内に移し事業を継続した者も含む）又は新たに法人の登記を行った者のうち、静岡県内の地域総合経済団体に属する個人事業主で、その事業が公序良俗に反しておらず、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法の規定により許可又は届出を要する事業でないこと。
- エ 清水町内の地域総合経済団体に属する事業所の事業を継承した者で、その事業が公序良俗に反しておらず、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法の規定により許可又は届出を要する事業でないこと。
- オ 農林水産業に就職したこと。

⑤ 起業に関する要件

静岡県が実施する地域創生起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を１年以内に受けていること。

※起業支援金の詳細については、下記へお問い合わせください。

起業支援金事務局（公財）静岡県産業振興財団：054－254-4511

3 支援金の額

区分	支援金の額
単身での移住の場合	60万円
2人以上の世帯※9での移住の場合	100万円
18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合※10	18歳未満の世帯員1人につき100万円を加算 (1世帯当たり300万円を限度)

※9 2人以上の世帯については、次のア～エの全てに該当する世帯に限ります。

- ア 移住する前の在住地において、同一世帯に属していたこと
- イ 申請時において、同一世帯に属していること
- ウ 申請者を含む帯員がいずれも、申請時において移住後1年以内であること。
- エ 申請者を含む世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

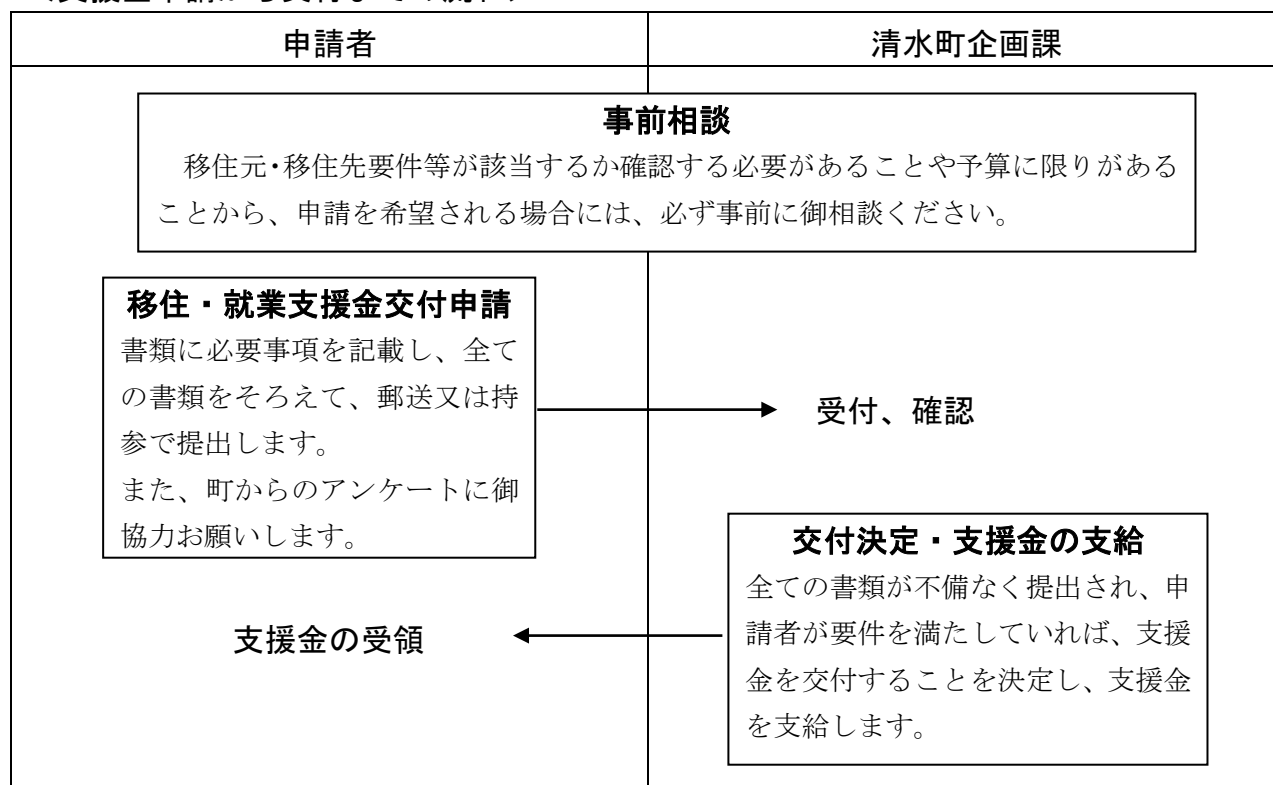
※10 18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合の加算

- ・18歳未満の世帯員とは、申請年度の4月1日時点において18歳未満の世帯員をいいます
(ただし、申請年度の4月2日が18歳の誕生日の場合は対象)。
- ・18歳未満の世帯員は、原則としてどの続柄であっても対象ですが、申請者の配偶者である場合は対象となりません。

4 申請書類

区分	申請書類チェック欄
(1) 全員が提出必須の書類	9 ページ
(2) 東京圏に在住し、23区内の法人等への通勤していた方のみ	10ページ
(3) 東京圏に在住し、23区内に通勤していた法人経営者又は個人事業主の方のみ	10ページ
(4) 東京圏から 23 区内の大学に通学し、23 区内の企業等へ就職した方のみ (通学期間を対象期間に含める場合のみ)	11 ページ
(5) テレワークに関する要件に該当する法人経営者又は個人事業主の方のみ	11 ページ

<支援金申請から交付までの流れ>



※ なお、支援金の申請は同一世帯で1回限りとなります。

(1) 全員が提出必須の書類

- ☐ 移住・就業支援金交付申請書（様式第 1 号）
- ☐ 移住・就業支援金の交付申請に関する誓約書兼同意書（様式第 1 号の 2）
- ☐ 写真付き身分証明書の写し

例：運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等の写し等

- ☐ 住民票の写し

※世帯向けの金額を申請する場合は申請者を含む世帯員全員分

- ☐ 移住元での住民票の除票（又は、戸籍の附票）

※世帯向けの金額を申請する場合は申請者を含む世帯員全員分

- ☐ 移住元での市区町村における最近 1 か年の滞納のないことを証する市区町村税の完納証明書等

※完納証明書を発行していない市区町村においては、移住時点で発行が可能な最近 1 か年の市区町村税の納税証明書等

- ☐ 移住・就業支援金請求書（様式第 4 号）

※以下は移住先の形態等で該当するものを提出

【就業の場合】

- ☐ 就業証明書（様式第 2 号）※ 就業先に記載していただく必要あり

【テレワークの場合】

- ☐ （会社員の方向け）就業証明書（様式第 2 号の 2）
※ 就業先に記載していただく必要あり
- ☐ （個人事業主・フリーランスのかた向け）就業証明書（様式第 2 号の 3）
※ 就業先に記載していただく必要あり

【関係人口の場合】

- ☐ ふるさと納税の寄附金受領証明書の写し
- ☐ （静岡県内の事業所へ就業した場合のみ）就業証明書（様式第2号の4）
※ 就業先に記載していただく必要あり
- ☐ （町内で個人事業主となった場合のみ）
個人事業主の開業・廃業等届出書の写し又はその他の起業した事業を確認できる書類
- ☐ （町内で法人経営者となった場合のみ）
定款及び履歴事項全部証明書の写し（発行から3か月以内のものに限る）、その他の起業又は継承した事業を確認できる書類
- ☐ （町外の事業所へ就業した場合のみ）
地域総合経済団体に属する事業所に就業したことを確認できる書類
例：会員証、会費の納入書等
- ☐ （農林水産業へ就業した場合のみ）
農林水産業に就業したことを確認できる書類

【起業の場合】

- ☐ 起業支援金の交付決定通知書の写し

（2）東京圏に在住し、23区内の法人等への通勤していた方のみ

- ☐ 移住元での在勤地、在勤期間、及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類
例：就業証明書、退職証明書、離職票、
雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書等
※ 就業していた法人等に発行していただく必要あり

（3）東京圏に在住し、23区内に通勤していた法人経営者又は個人事業主の方のみ

- ☐ 移住元での在勤地、在勤期間を確認できる書類
例：開業届出済証明書、納税証明書、事業に伴う契約書、
在勤地の不動産に係る賃貸借契約書等

(4) 東京圏から23区内の大学に通学し、23区内の企業等へ就職した方のうち、通学期間を移住元としての対象期間に含める場合のみ

- ☐ 在学期間や卒業校を確認できる書類

例：卒業証明書、成績証明書等

- ☐ 移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類

例：就業証明書、退職証明書、離職票、

雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書等

※ 就業していた法人等に発行していただく必要あり

(5) テレワークに関する要件に該当する法人経営者又は個人事業主の方のみ

- ☐ (法人経営者の方のみ) 履歴事項全部証明書の写し

※発行後3か月以内のものに限ります

- ☐ (個人事業主の方のみ) 開業届出済証明書の写し

※開業届出済証明書を発行していない市区町村においては、移住元の税務署に提出した個人事業の開業届出書の写し

※発行後3か月以内のものに限ります

- ☐ (個人事業主の方のみ) 個人事業の開業・廃業等届出書の写し

※移住後に提出した届出書

- ☐ 事業に係る納税証明書

- ☐ 移住元で行っていた業務を移住後も継続していることを確認できる書類

例：業務の取引に係る契約書、注文書（発注書）、注文請書（受注書）等

※移住前から申請時点まで同様の業務を行っていることが確認できるもの

5 交付の条件

次の（１）と（２）は、交付を決定する際の条件となります。

- （１） 支援金の申請日から５年以内に清水町での居住が困難となった場合、又は支援金の申請日から１年以内に就業した中小企業等に在職することが困難となった場合においては、速やかに町長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- （２） 支援金に関する報告及び立入調査について、静岡県及び清水町から求められた場合には、それに応じなければならないこと

6 支援金の返還

次の区分のいずれかに該当する場合は、支援金の全額又は半額を返還していただきます（ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市町長が認めた場合は対象外となる場合があります）。

（１） 全額の返還

- ア 虚偽の申請等をした場合
- イ 支援金の申請日から３年未満に清水町から転出した場合
- ウ 支援金の申請日から１年以内に支援金の要件を満たす移住先での職を辞した場合
- エ 起業支援金の交付決定を取り消された場合

（２） 半額の返還

支援金の申請日から３年以上５年以内に清水町から転出した場合

7 申請の期限

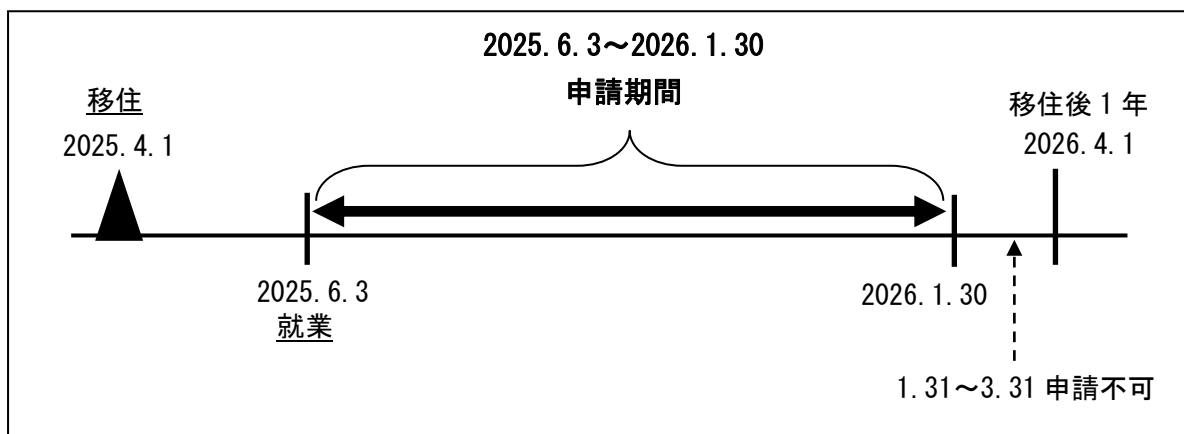
2026年 1 月30日（金）までに申請してください。

※ただし、予算の状況によっては期限を変更する可能性がありますので、申請要件を満たしている場合は、なるべく早めに窓口相談の上、申請してください。

<申請期間>

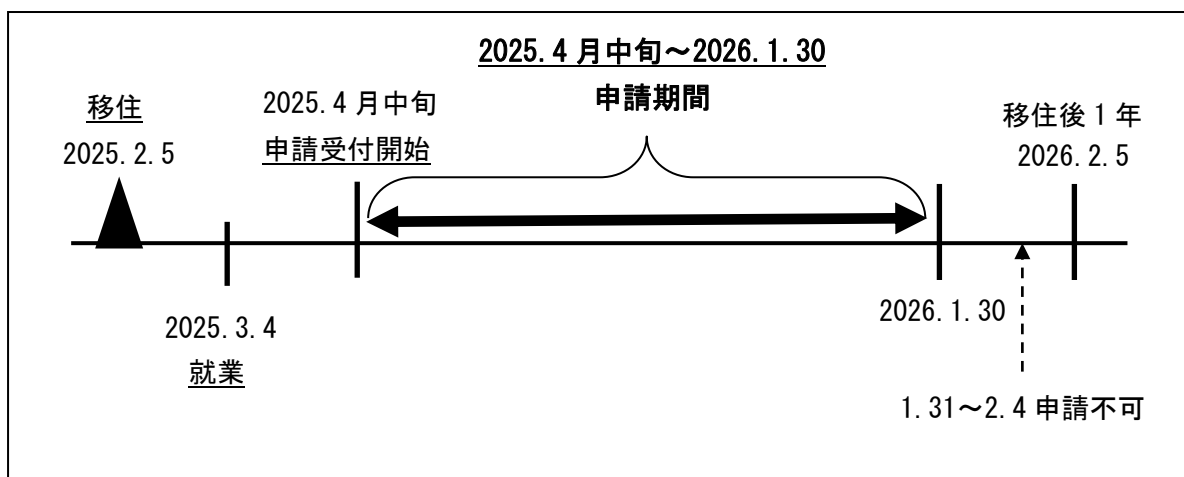
○パターン1

2025 年 4 月 1 日に移住し、同年 6 月 3 日に対象企業に就業した場合



○パターン2

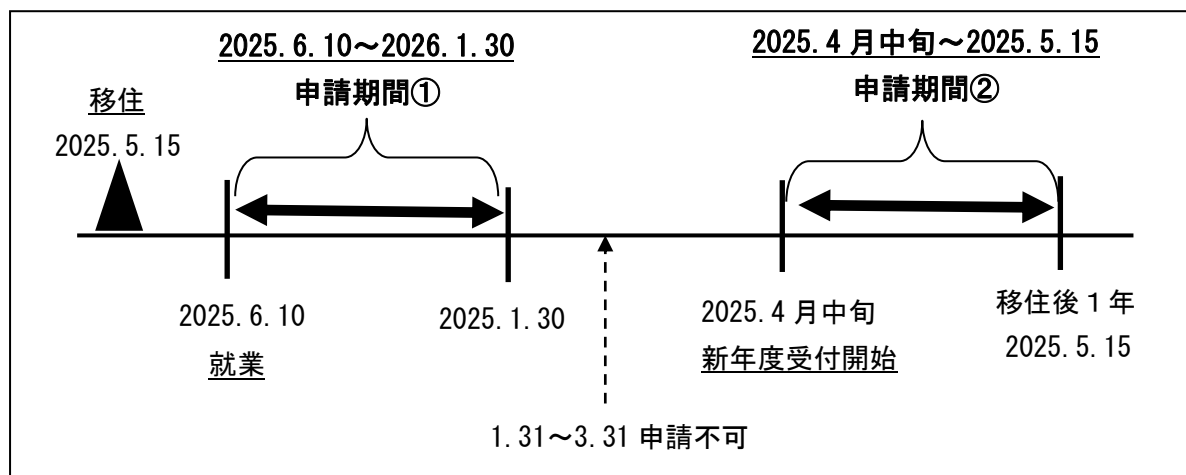
2025 年 2 月 5 日に移住し、同年 3 月 4 日に対象企業に就業した場合



○パターン3

2026年5月15日に移住し、同年6月10日に対象企業に就業した場合

※移住後1年以内、かつ、就業している場合、就業後に申請可能となります。



8 問い合わせ先、申請書の提出先・提出方法

(1) 問い合わせ先、申請書の提出先

清水町役場 企画課

〒411-8650

静岡県駿東郡清水町堂庭210番地の1 清水町役場 3階

電話番号 055-981-8279

F A X 055-973-1711

E-Mail kikaku@town.shizuoka-shimizu.lg.jp

(2) 提出方法

申請書の提出先（清水町役場企画課）へ直接提出又は郵送

※ FAXやE-Mailでの提出は不可

提出前の事前確認や様式の送付等はE-mailでも受け付けておりますので、
お気軽に御相談ください。

※ 郵送の場合は提出書類に不備がなかった場合のみ受付します。

移住・就業支援金交付申請書

令和〇年〇月〇日

清水町長 様

清水町移住・就業支援金交付要綱に基づき、支援金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 申請者欄

フリガナ	シズオカ ケンイチ		生年月日
氏名	静岡 県一 (※)		昭和〇年〇月〇日
住所	〒411-8650 清水町堂庭210番地の1	電話番号	055-973-1111
メールアドレス	kikaku@town.shizuoka-shimizu.lg.jp		

(※) 氏名を自署しない場合は、押印が必要です。

2 支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

単身・世帯	単身	☐	世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1の申請者は含まない）	2人
				上記家族の人数のうち18歳未満の者の人数	1人
支援金の種類	就業		起業	☐ テレワーク	専門人材 関係人口

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）

申請日から5年以上継続して、清水町に居住する意思について	☐	A. 意思がある		B. 意思がない
過去10年以内の申請者を含む世帯員に係る本支援金の受給状況		A. 受給している	☐	B. 受給していない
(申請者や世帯員の受給歴がある場合のみ記載) 受給した支援金を全額返還し、又は、過去申請時に18歳未満の世帯員が5年以上経過し、18歳以上となり、申請している。		A. 該当する	☐	B. 該当しない

(就業・起業の場合のみ記載) 申請日から5年以上継続して、 就業・起業する意思について	☐	A. 意思がある	☐	B. 意思がない
(就業の場合のみ記載) 就業先の法人の代表者又は取締役等の 経営を担う者との関係	☐	A. 3親等以内 の親族に該当 しない	☐	B. 3親等以内 の親族に該当 する
(テレワークの場合のみ記載) 清水町への移住の意思について	☐	A. 自己の意思 である	☐	B. 所属からの 命令である
(テレワークの場合のみ記載) 移住先でテレワークにより勤務（原則、 通勤しない）している。	☐	A. 勤務している	☐	B. 勤務していない
(関係人口の場合のみ記載) 静岡県内の事業所への就業について	☐	A. 自己の意思 である	☐	B. 所属からの 命令である

4 移住元の住所

(注) 移住元要件を満たす5年以上の在住履歴を記載

期 間	住 所
平成○年○月○日～ 平成×年×月×日	〒×××-×××× 東京都○○市△△××-×× ○○ハイツ×××号室
平成×年×月×日～ 令和5年4月1日	〒×××-×××× 東京都△△市○○××-××
	〒

5 (東京特別区の在勤者に該当する場合のみ記載) 東京特別区への在勤履歴

(注) 5年以上の在勤履歴を記載

期 間	就業先	就業先の住所
平成○年○月○日～	○○株式会社	東京都○○区△△××-××

6 (東京特別区の大学等への通学期間を移住元として対象期間とする場合のみ記載)

東京特別区への通学履歴

期 間	通学先	通学先の住所
平成○年○月○日～	○○大学△△学部	東京都△△区○○××-××

7 (テレワークによる移住者のみ記載) 移住後の生活状況

勤務先部署	〇〇株式会社
勤務先の住所	〒××××-×××× 東京都〇〇区△△××-××
勤務先へ行く頻度	週 一 月 一 年 1 回程度 / 行くことはない / その他 ()
テレワークでの勤務時間	1 週間あたり 28 時間

管理コード (清水町使用欄)	
----------------	--

移住・就業支援金の交付申請に関する誓約書兼同意書

移住・就業支援金の交付申請に当たり、次のとおり誓約し、及び同意します。

1 誓約事項

- (1) 支援金に関する報告及び立入調査について、静岡県及び清水町から求められた場合には、それに応じます。
- (2) 以下の場合には、清水町移住・就業支援金交付要綱に基づき、支援金の全額又は半額を返還します。
 - ア 支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - イ 支援金の申請日から3年未満に清水町以外の市区町村に転出した場合：全額
 - ウ 支援金の申請日から1年以内に第3条第2号を満たす職を辞した場合：全額
 - エ 起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
 - オ 支援金の申請日から3年以上5年以内に清水町以外の市町に転出した場合：半額

2 同意事項

- (1) 上記1(2)の誓約事項が遵守されているか確認するために、清水町が住民基本台帳に記録されている事項を閲覧することに同意します。
- (2) 静岡県及び清水町が、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住・就業支援金に係る事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認することに同意します。

令和〇年〇月〇日

清水町長 様

住所 静岡県駿東郡清水町堂庭 210-1
申請者

氏名 静岡 県一 (※)

(※) 氏名を自署しない場合は、押印が必要です。

就業証明書（移住・就業支援金の申請用）

令和〇年〇月〇日

清水町長 様

所在地 静岡市葵区〇〇△番×号
事業所名 〇〇〇株式会社
代表者名 代表取締役 〇〇 〇〇 (※)
電話番号 054-221-〇〇〇〇
担当者 〇〇 〇〇

(※) 氏名を自署しない場合は、押印が必要です。

下記のとおり相違ないことを証明します。

勤 務 者 名	静岡 県一
勤 務 者 住 所	駿東郡清水町堂庭210-1
勤 務 先 所 在 地	静岡市葵区〇〇△番×号
勤務先電話番号	054-221-〇〇〇〇
就 業 年 月 日	〇年〇月〇日
応募受付年月日	〇年×月×日 ←採用面接の申込みを行った日を記載
雇 用 形 態	転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、週20時間以上の無期雇用契約に基づく新規雇用
勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係 ※マッチングサイト掲載求人の場合	3親等以内の親族に該当しない
※プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用している場合のみ	目的達成後に離職することが前提ではない 利用した事業名 ☐ プロフェッショナル人材事業 ☐ 先導的人材マッチング事業

備考 移住・就業支援金に関する事務補助金の交付申請及び補助金交付後の定住・就業継続の確認に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、静岡県及び清水町の求めに応じて、同県及び同町に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

就業証明書（移住・就業支援金（テレワーク）の申請用）

令和〇年〇月〇日

清水町長 様

所在地 東京都〇〇区△△××-××
事業所名 〇〇株式会社
代表者名 代表取締役 〇〇 〇〇 (※)
電話番号 △△-△△△△-△△△△
担当者 〇〇 〇〇

(※) 氏名を自署しない場合は、押印が必要です。

下記のとおり相違ないことを証明します。

勤 務 者 名	静岡 県一
勤 務 者 住 所 (移住前)	東京都△△市〇〇××-××
勤 務 者 住 所 (移住後)	静岡県駿東郡清水町堂庭210-1
勤務先部署の所在地	〒×××-×××× 東京都〇〇区△△××-××
勤務先電話番号	△△-△△△△-△△△△
移 住 の 意 思	所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等含む）ではない
勤 務 形 態	原則、通勤せず、週20時間以上テレワークにより業務を実施している。
その他	勤務者にデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業による資金提供をしていない

備考 移住・就業支援金に関する事務補助金の交付申請及び補助金交付後の定住・就業継続の確認に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、静岡県及び清水町の求めに応じて、同県及び同町に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

記入例

様式第2号の3（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

個人事業主・フリーランスの方向け
就業証明書（移住・就業支援金（テレワーク）の申請用）

令和〇年〇月〇日

清水町長 様

所在地 静岡市葵区〇〇△番×号
事業所名 〇〇〇株式会社
代表者名 代表取締役 〇〇 〇〇 （※）
電話番号 054-221-〇〇〇〇
担当者 〇〇 〇〇

（※）氏名を自署しない場合は、押印が必要です。

下記のとおり相違ないことを証明します。

就労開始日	〇年 〇月 〇日		
就労時間 (固定就労の場合)	合計時間	☐ 月間 ☐ 週間 時間 (うち休憩時間 分)	
	就労日数	☐ 月間 ☐ 週間 日	
	平日	時 分 ～ 時 分 (うち休憩時間 分)	
	土曜	時 分 ～ 時 分 (うち休憩時間 分)	
	日祝	時 分 ～ 時 分 (うち休憩時間 分)	
就労時間 (変則就労の場合)	合計時間	☐ 月間 ☒ 週間 45 時間 (うち休憩時間 300 分)	
	就労日数	☐ 月間 ☒ 週間 5 日	
	主な就労時間帯	9 時 00 分 ～ 18 時 00 分 (うち休憩時間 60 分)	
就労実績 (直近3カ月)	〇年 5 月 20 日/月 180 時間/月	〇年 6 月 22 日/月 198 時間/月	〇年 7 月 21 日/月 189 時間/月
特記事項（備考）			

記入例

様式第2号の4（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

就業証明書（移住・就業支援金の申請用）

令和〇年〇月〇日

清水町長 様

所在地 静岡県〇〇市△△××-××
 事業所名 株式会社〇〇
 代表者名 代表取締役 〇〇 〇〇 (※)
 電話番号 △△△-△△△-△△△△
 担当者 〇〇 〇〇

(※) 氏名を自署しない場合は、押印が必要です。

下記のとおり相違ないことを証明します。

勤 務 者 名	静岡県一
勤 務 者 住 所	駿東郡清水町堂庭210-1
勤務先部署の所在地	〒×××-×××× 静岡県〇〇市△△××-××
勤務先電話番号	△△△-△△△-△△△△
就 業 年 月 日	〇年〇月〇日
雇 用 形 態	転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、週20時間以上の無期雇用契約に基づく新規雇用

備考 移住・就業支援金に関する事務補助金の交付申請及び補助金交付後の定住・就業継続の確認に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、静岡県及び清水町の求めに応じて、同県及び同町に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

移住・就業支援金請求書

令和〇年〇月〇日

清水町長 様

住所 静岡県駿東郡清水町堂庭210-1

氏名 静岡県一 (※)

電話番号 055-973-1111

(※) 氏名を自署しない場合は、押印が必要です。

令和5年 月 日付清企調第 号により交付の決定を受けた移住・就業支援金として、下記のとおり請求します。

金 2,000,000※ 円

振込先金融機関	〇〇 銀行 金庫 農協 〇〇支 出張所
預金種別	普通 ・ 当座
預金口座番号	〇 〇 〇 〇 〇 〇
フリガナ	シズオカ ケンイチ
口座名義人	静岡県一

※ 交付額について

単身：600,000円

世帯：1,000,000円

子ども加算：1人につき1,000,000円

ただし、加算は3,000,000円までであるため、18歳未満の世帯員が4人以上いる場合は、合計4,000,000円が上限となります。